

条件付一般競争入札の実施について

長野市が発注する建設工事に係る業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の6の規定により公告します。

令和5年11月1日

長野市長 荻原 健 司

1 入札対象業務委託

- (1) 業務委託名 ビッグハット 長寿命化改修工事設計業務委託
- (2) 履行場所 長野市若里三丁目
- (3) 業務概要 ビッグハットの長寿命化改修工事に伴う基本・実施設計業務

【長寿命化改修概要】

■長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）

（建築）屋根改修、防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修 外

（電気）キュービクル更新、蓄電池更新、照明器具及び誘導灯、非常用照明更新 外

（機械）冷温水発生機及びボイラー更新、自動制御設備及びポンプ更新 外

（その他設備）大型映像及び音響設備、競技用時計表示設備更新、製氷設備更新 外

- (4) 履行期間 契約日から令和7年12月24日まで

2 入札者の条件

- (1) 次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。
  - ア 令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 令和5・6年度長野市工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
  - ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
  - オ 市税を滞納していないこと。

(2) 長野市工事に係る測量等競争入札参加資格を有する2者が自主結成した設計共同企業体（以下「設計JV」という。）で、その構成員が次の条件を全て満たしていること。

ア 資格者名簿の建築コンサルタントに登録されていること。

イ 一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 設計JVの代表者は、構成員のうち最大の出資比率の者であること。

なお、その出資比率については任意とする。

エ 設計JVの各構成員は、当該業務の入札に参加する異なる設計JVの構成員を兼ねていないこと。

オ 設計JVの各構成員は、当該業務の入札に参加する異なる設計JVの代表者となる構成員との間に、資本関係又は人的関係があると認められないこと。

(3) 設計JVの代表者となる構成員の条件

ア 観客席1,000席以上を有する国内の屋内スケート場の設計実績を有すること（設計JVの構成員としての実績は、代表者としての実績があること。）。

イ 管理技術者として、次の条件を満たす技術者を配置できること。

一級建築士

ウ 担当技術者として、次の条件を満たす技術者を配置できること。

次の5部門について、それぞれいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

また、各部門ごとに担当主任技術者を配置すること。

(ア) 建築（意匠）

一級建築士

(イ) 建築（構造）

a 構造設計一級建築士

b 一級建築士かつ設計業務（主に構造）に5年以上の経験を有する者

c 構造計算適合性判定員の資格を有する者

(ウ) 建築（積算）

a 建築コスト管理士（建築積算資格者）（（公社）日本建築積算協会付与）

b 建築積算士（建築積算資格者）かつ建築工事の積算業務に3年以上の経験を有する者（（公社）日本建築積算協会付与）

(エ) 電気設備

a 建築設備士かつ電気設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者

b 設備設計一級建築士

c 電気設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者

(オ) 機械設備

a 建築設備士かつ機械設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者

b 設備設計一級建築士

c 機械設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者

エ 管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、当該業務の競争入札参加

申請日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。

オ 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

(4) 設計JVの代表者以外の構成員の条件

ア 資格者名簿の本店情報に長野市の住所が記載されていること。

イ 資格者名簿の建築コンサルタントの格付A級の者であること。

ウ 次の基準を満たす主任技術者を当該業務に配置できること。

一級建築士

エ 配置技術者は、当該業務の競争入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。

オ 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

(5) 技術者の兼務

管理技術者、担当主任技術者及び主任技術者については、それぞれ兼務することはできない。

(6) その他

ア 長野市長が契約した設計JVの有効期間は、当該業務の完了後12箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、当該業務につき、契約不適合責任がある場合には構成員が連帯してその責めを負う。

イ 当該業務につき結成された設計JVのうち契約の相手方とならなかった者の有効期間は、当該業務の契約が締結されたときをもって終了する。

3 入札参加資格確認申請及び添付書類

(1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等は全てA4サイズとし、アからオまでの順に整えて提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 共同企業体参加資格審査申請書（様式第2号） 3部

ウ 設計共同企業体協定書（様式第3号） 3部

エ 配置予定技術者調書（様式第4号） 1部

(ア) 予定技術者ごとに作成すること。（管理技術者、建築（意匠）担当主任技術者及び「代表者以外の構成員」が配置する担当技術者以外は不要）

(イ) 技術者の所属する法人名で記載すること。

(ウ) 免許、資格等の写しを添付すること。

(エ) 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等：保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。）を添付すること。

オ 業務実績調書 1部

該当する業務の「登録内容確認書（業務実績）※」の写し又は請負契約書及び内容が分かる書類の写しを添付すること。

※財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報サービス」で提供)

カ 納税証明書（長野市入札参加用）

※ 申請日において、証明年月日が3箇月以内のもの（写し可）

- (2) 申請書等は、長野市ホームページの「条件付一般競争入札＜工事等＞（市長部局・上下水道局）」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

#### 4 申請書等の提出方法

申請書等は、次により持参又は郵送すること。

申請受付 令和5年11月21日（火）から令和5年11月22日（水）まで  
持参提出先 長野市財政部契約課（長野市役所第一庁舎4階）  
午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時まで）  
郵送宛先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市財政部契約課工事担当 行き

※ 封筒の表面に「条件付一般競争入札参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※ 「5 入札参加資格の確認結果」の郵送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

※ 受付期間内に到達すること。

#### 5 入札参加資格の確認結果

競争参加資格確認通知書は、令和5年11月24日付けで申請者宛てにFAX送信する。

#### 6 設計図書などの閲覧期間等

##### (1) 設計図書などの閲覧

本業務委託に係る設計図書等を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）まで  
（閉庁日を除く。）  
イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで  
（ただし、最終日は、午後4時まで）  
ウ 閲覧場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市財政部契約課（長野市役所第一庁舎4階）

##### (2) 設計図書などに関する質問

設計図書などに関する質問及び回答は、所定の様式によりFAXを用いて行うものとする。

ア 質問受付 令和5年11月1日（水）から令和5年11月16日（木）まで。ただし、最終日は、午後4時までに契約課へ到着した分までとする。

イ 送信先 財政部契約課 FAX 026-224-5067

ウ 質問回答 令和5年11月1日(水)から令和5年11月20日(月)まで

(3) 質問及び回答は、ホームページに掲載するものとする。

## 7 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和5年12月1日(金) 午後1時10分から

(再度入札の場合は、令和5年12月8日(金) 午後1時10分から)

(2) 開札場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所第一庁舎6階 会議室 151 開札会場

(再度入札の場合も同様)

## 8 入札方法

(1) **入札回数は、2回とする。**初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がない場合は、辞退、無効及び最低制限価格未満の価格で入札をした者を除いて、再度入札を行う。再度入札を行うこととなった場合は、電話又はFAXにより連絡する。

(2) 提出書類

入札書(ホームページ掲載の様式。再度入札の場合には、「第2回」と記入すること。)

(3) 郵送による提出方法

ア 一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便で郵送すること。

イ 宛先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 財政部契約課 行き

ウ 配達指定日 令和5年11月30日(木)

(再度入札の場合には、令和5年12月7日(木))

(4) 持参による提出方法

ア 入札書提出期間内に、郵送の場合と同様の方法で封入して財政部契約課の窓口へ持参の上、投かんすること。

イ 提出期間 令和5年11月29日(水)から令和5年11月30日(木)まで

(再度入札の場合には、令和5年12月6日(水)から令和5年12月7日(木)まで)

午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は、午後4時まで)

(5) 入札書などの封入方法

ア 封筒に入札書を入れて封かんし、入札書に押印した印により2箇所封印すること(封印については、設計JVの代表者の印のみでも可)。委任の場合は委任状も同封すること。

イ 封筒の表面に、「業務委託名」、「履行場所」、「開札日」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること(貼り付け用紙(ホームページに掲載の様式)を切り取ってのり付けしても可)。

## 9 入札事項など

### (1) 最低制限価格の設定

設定 有り

最低制限価格未滿で入札を行った者を失格とする。

### (2) 調査基準価格の設定

設定 無し

### (3) 入札保証金

免除 ただし、市長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金額の 100分の 5 以上の額とする。

### (4) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上の金銭的保証とする。

### (5) 前払金の適用

適用 有り（前払金の額は、履行高予定額の 3 割以内）

### (6) 部分払金の適用

適用 有り

### (7) 支払限度額

各会計年度における契約代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。

令和 5 年度 契約代金のおよそ 100分の20の額

令和 6 年度 契約代金のおよそ 100分の28の額

令和 7 年度 契約代金のおよそ 100分の52の額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

### (8) 入札書などが提出期限までに契約課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

### (9) 普通郵便など指定した郵送以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

### (10) 入札書と積算内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

### (11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し市の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

### (12) 期間入札の場合、入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

### (13) その他

ア この公告に定めのない事項については、長野市建設工事に係る条件付一般競争入札の実施に関する要綱第 4（以下「要綱」という。）、長野市期間入札実施に関する要領、期間入札に関する留意事項、長野市建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）、建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領の例による。

イ 現場説明会は、行わない。

ウ 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

10 積算内訳書の開示及び積算疑義受付

入札応札者のみ、開札日の午後3時から午後5時まで及び翌開札日の午前9時から午後4時までの間、契約課において積算内訳書を開示する。

積算に疑義があるときは、開札日の翌開札日の午前9時から午後4時までに、書面により疑義申立てすることができる。

11 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、要綱、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

12 契約条項など

本業務の請負契約は、契約書の作成を要する。

13 その他

入札書は、ホームページに掲載した該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。

委任状は、長野市ホームページ（契約課→工事・測量等の入札（調達）情報、入札結果→入札・契約で使用する用紙などについて＜工事・測量等＞→入札に関する届出等）からダウンロードすること。

なお、様式が同じものの使用は差し支えない。

この契約は、長野市公契約等労働環境報告書及び業務体制図の提出を要する。

《問い合わせ先》

長野市財政部契約課 工事担当

電話 026-224-5015（直通）